第1節

基本目標 1

誰もが元気で健やかに暮らせるまち

本町の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、健康づくりや医療体制の充実に努めます。

また、地域住民が相互に助けあい、支えあうことで、自分らしい暮らしを続けることができるよう地域福祉を推進するとともに、子どもを安心して生み育てることができる子育て支援体制の充実、高齢者や障害者が安心して暮らすことのできる支援体制の充実など、誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標概要

基本目標1の構成

基本施策 1 地域福祉の推進

1 地域共生社会の構築
2 地域福祉活動の推進

基本施策 2 子育て支援の推進

1 くまの版ネウボラの推進
2 子どもに関する医療体制の充実
3 保育サービスの充実
4 子育て支援事業の充実
5 子どもを育む環境の充実
6 子どもの権利を尊重した社会の実現

基本施策 3 高齢者福祉の推進

1 地域包括ケアシステムの推進
2 介護保険事業の推進
3 生きがいづくりと社会参加の促進
4 安心・安全な生活の確保

基本施策 4 障害者福祉の推進

1 障害者福祉の推進
2 障害者が暮らしやすい社会の確立
3 相談・保健・療育体制の整備
4 障害福祉サービスの提供
5 社会参加と就労支援の充実

基本施策 5 健康づくりと地域医療体制の充実

1 町民の主体的な健康づくりの推進
2 心の健康づくりの推進
3「食」による健康づくりの推進
4 疾病予防・感染症対策の充実
5 歯科保健対策の充実
6 医療体制等の充実

基本施策 6 社会保障の安定

1 国民健康保険の安定的な運営
2 後期高齢者医療制度の安定的な運営
3 国民年金制度の普及・啓発
4 生活の安定と自立の支援

指標一覧

●表4-1 基本目標1に該当する重点目標達成指標（KGI）

指標名	現状値（令和元年）	目標（令和７年）	目標（令和12年）
健康づくりの支援への満足度	41.5％	45％以上	50％以上
子育て支援への満足度	31.1％	40％以上	50％以上

各KPI達成により
KGI達成を目指す

●表4-2 まちづくり指標（KPI）

指標名	目標値（令和７年）	目標値（令和12年）
通いの場の数	19箇所	24箇所
こども地域見守りネットワーク事業所数	20事業所	23事業所
高齢者等地域見守り活動事業参加事業所数	18事業所	23事業所
認知症カフェ運営サポーター数	40人	50人
出生数	122人	120人
乳幼児健診の受診率	１歳６か月児 95.0% ３歳児 95.0% 未受診者訪問率 100.0%	１歳６か月児 95.5% ３歳児 95.5% 未受診者訪問率 100.0%
認知症サポーター数	3,950人	4,950人
高齢者ふれあいサロン（ミニデイホーム）の延べ利用者数	15,000人	16,500人
シルバーリハビリ体操指導士数	104人	129人
就労継続支援年間利用者数	70人	80人
手話言語条例出前講座年間開催回数	5回	12回
特定健康診査受診率	60.0％	65.0％
特定保健指導の実施率	30.0％	40.0％
安芸区役所の就労支援延べ利用者数	7人	10人

第1項　基本施策1：地域福祉の推進

現況と課題

●少子高齢化や核家族化の進展、住民意識や価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人と人とのつながりが希薄になりつつあります。住み慣れた地域で暮らし続けるためには、行政、関係機関、町民が連携して支えあい、生涯にわたって自分らしく活躍できる環境づくりが必要です。また、近年、毎年のように、全国各地で水害や土砂災害、地震など様々な災害が発生しており、インフルエンザ等の感染症の流行が同時に発生する複合災害にも対応するため、地域ぐるみの支援や日常のつながりが、これまで以上に求められています。

●町民の自主的な活動と公的サービスが連携し、地域共生社会の形成を目指す地域福祉を総合的に展開していくため、熊野町地域福祉計画の策定に向けた準備を進めています。

●福祉についての広報・啓発を充実し、参加と連帯を基調とする町民の福祉意識の高揚に努めています。また、学校教育や生涯学習、各公民館活動などにおいて、地域福祉を推進するための環境整備に取り組むことが必要です。

●熊野町社会福祉協議会と連携し、町民同士が地域の中でお互い様の支えあいづくり・絆づくりができるよう、自治会単位など小規模によるサロンといった通いの場の開催支援が求められています。

●熊野町社会福祉協議会によるボランティアセンターを拠点として、各種ボランティア講座の充実や、地域の各種団体、NPO※42などの育成に努めていく必要があります。

●権利擁護事業では、福祉サービス利用援助事業（かけはし）を実施し、判断能力が低下した方の金銭管理の支援を継続して実施しています。認知症高齢者や単身世帯の増大に伴い、成年後見制度※43の利用の必要性が高まっています。

具体的施策

1 地域共生社会の構築

◎町民の自主的な活動と公的サービスが連携した地域福祉を総合的に展開していくため、その指針となる「地域福祉計画」を策定します。

◎地域包括ケア※44の理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連携する、包括的なネットワークの構築を進めます。

◎生活に身近な地域において、町民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支えあう取組を育みます。

◎高齢者や障害者の権利擁護のため、成年後見制度について、必要な人に必要な支援が届くよう、地域連携ネットワークの構築を図ります。

2 地域福祉活動の推進

◎高齢者や障害者が地域で安心して暮らせるよう、町民参加や関係機関などと連携した見守り体制を構築します。
◎認知症の人やその家族、支援者が集い、日ごろの悩みや聞いてほしいことなどを自由に話せる認知症カフェの運営を支援します。
◎障害者の地域での生活支援のため、地域における支援体制を構築します。また、障害者、その家族等を対象とした家族会などの活動を支援します。
◎町民のボランティアへの参加を促進するため、参加機会や情報の提供を行います。
◎有償ボランティアや就労的活動など、地域人材の活用につながる取組を推進します。

まちづくり指標（KPI）

●表4-3 地域福祉の推進に関するまちづくり指標（KPI）

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和７年）	目標値（令和12年）
通いの場の数	13箇所	19箇所	24箇所
こども地域見守りネットワーク事業所数	17事業所	20事業所	23事業所
高齢者等地域見守り活動事業参加事業所数	12事業所	18事業所	23事業所
認知症カフェ運営サポーター数	30人	40人	50人

関連事業	●地域見守りネットワークの構築　●こども地域見守りネットワーク事業 ●高齢者等地域見守り活動事業	
関連計画策定年月	●熊野町地域福祉計画	策定予定
	●熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第８期～）	令和３年３月

第２項　基本施策２：子育て支援の推進

現況と課題

●ライフスタイル、ライフサイクル※45の変化に伴い、高齢出産等に係るリスクが増えている一方で、不妊や若年妊婦、望まない妊娠も増加しており、妊娠、出産、子育てに関する問題が多様化しています。
●子どもが健やかに育つためには、家庭や保育・幼児教育の環境のほか、地域の多様な人々からの支援が必要です。このため、家庭や保育所、幼稚園、学校、地域等が連携し、社会全体で子育てをするネットワークづくりが重要です。
●少子化、核家族化や高齢化の進行等、地域社会の変容により、子どもを見守る人材が不足しています。また、地域の人と乳幼児やその保護者との交流機会が減少しています。気軽に相談できる場所を整備し、子育ての負担感の緩和を図る必要があります。
●家庭には、経済的貧困など様々な要因により、複合的な課題を抱えていることがあり、子どもの置かれた状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。乳幼児等医療費公費負担、児童手当の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図る必要があります。
●児童虐待に関する相談件数は年々増加しており、児童虐待の未然防止や早期発見に取り組む必要があります。
●保護者の多様な就労形態やライフスタイルの変化、共働き家庭の増加等により、本町においても保育ニーズが増加・多様化しており、そうしたニーズに応じた保育サービスの提供が求められています。
●令和２年４月から「くまの版ネウボラ※46」を設置し、子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行っています。
●令和元年にコンビニエンスストアやスーパーマーケット、宅配業者など17の事業所と協定を締結し、子どもや子育て家庭に対する見守り事業を開始しています。

具体的施策

１ くまの版ネウボラの推進

◎くまの・こども夢プラザに保育士と保健師を配置し、妊娠期から子育て期にかけて切れ目なく支援し、安心して妊娠、出産、育児ができるよう身近な相談拠点としての活用を推進します。
◎すべての子育て家庭が地域で安心して暮らすことができるよう、官民が協働して日常生活の異変を早期に発見・対応するこども地域見守りネットワーク事業を実施し、「くまの版ネウボラ」につなぐなど、支援が必要な家庭をサポートします。
◎母子保健情報及び医療情報の一元管理により、母子の健康状態を把握します。
◎母子健康手帳アプリやＳＮＳ※47等の情報ツール※48を活用し、子育て支援情報を適切なタイミングで提供できるよう体制を強化します。
◎産前産後ヘルパーの派遣など、産後、心身ともに不安になりやすい母親や、家族等からの家事・育児の支援が受けられない人をサポートします。

2 子どもに関する医療体制の充実

◎乳幼児等医療費公費負担の対象年齢について拡大を図ります。
◎子育てにおける医療の不安を解消するため、地域における診療機会や救急時における対応など、的確な医療情報の提供に努めます。

3 保育サービスの充実

◎安心して預けることのできる教育・保育の受け入れ体制の充実に努めます。
◎保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、一時保育、病後児保育など多様な保育サービスの充実を図ります。
◎待機児童解消に向けた取組を強化します。
◎子どもの発達や学びの連続性を確保するため、学校教育と幼稚園・保育所・認定こども園※49の連携の強化を図ります。

4 子育て支援事業の充実

◎くまの・こども夢プラザを、子育て世代が集い、相談しやすい拠点となるよう、取組の充実を図ります。
◎親子の絆づくりプログラム（BP）を実施し、子育て中の保護者の仲間づくりや子育てに必要な知識の習得などを目的とした場を提供します。
◎ひとり親家庭等に対して、手当の支給や就労支援により自立に向けた支援を行います。
◎子どもの知的発達、親子のコミュニケーション手段として有効なブックスタート※50事業について、町立図書館司書や保健師、主任児童委員などと連携した取組を実施します。
◎くまの・みらい交流館の「読み聞かせ室」を有効的に活用し、絵本の読み聞かせを通じて親子のコミュニケーションを図ります。

5 子どもを育む環境の充実

◎地域の方々と交流しながら、様々な体験活動ができるよう、地域イベントなどの各種体験活動を推進します。
◎身近な公園など子どもの遊びの場を整備するとともに、定期的に点検を行い、安心して安全に遊べる環境とします。

6 子どもの権利を尊重した社会の実現

◎すべての子どもとその家庭及び妊産婦等の問題に関する相談の拠点として子ども家庭総合支援拠点を設置し、切れ目ない総合的な支援を行います。
◎児童虐待の防止から早期発見・対応、保護、自立支援に至る取組について、関係機関と連携を強化します。

まちづくり指標（KPI）

●表4-4 子育て支援の推進に関するまちづくり指標（KPI）

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和７年）	目標値（令和12年）
出生数	129人	122人	120人
乳幼児健診の受診率	１歳６か月児 89.9％ ３歳児 95.9％	１歳６か月児 95.0％ ３歳児 95.0％ 未受診者訪問率 100.0％	１歳６か月児 95.5％ ３歳児 95.5％ 未受診者訪問率 100.0％

関連事業	●母子保健事業（家庭訪問・乳幼児健康診査・妊婦一般健康診査・産前産後支援ヘルパー派遣事業・産後ケア事業・母乳育児支援事業等） ●子育て支援センター事業　●ブックスタート事業　●保育所運営事業 ●乳児医療費助成事業　●就学援助事業 ●子ども・子育て支援事業計画策定事業 ●ファミリー・サポート・センター事業　●放課後児童健全育成事業 ●こども地域見守りネットワーク事業　●児童虐待防止ネットワーク事業 ●ひとり親家庭等医療費助成事業　●都市公園管理事業
関連計画策定年月	●熊野町子ども・子育て支援事業計画（第２期～）　令和２年３月

子育て世代の拠点となるくまの・こども夢プラザ

第３項　基本施策３：高齢者福祉の推進

現況と課題

●近年、急速な高齢化に伴い、わが国の高齢化率は令和７年（2025年）には30%を超えることが予測されています。本町においても高齢化は進行しており、団塊の世代が75歳を超える令和７年（2025年）、団塊の世代の子が65歳を超える令和22年（2040年）といった中長期的な視点を持ち、段階的に医療、介護、住まい、生活支援などのサービスを包括的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。

●高齢者を主体とする地域づくりに向け、高齢者の社会参加が求められています。生きがいづくり、趣味活動などを通じて、介護予防や閉じこもり防止を強化し、高齢者がいきいきと暮らせるよう、一人ひとりの経験や能力、価値観やライフスタイル等に応じて、社会の中で自分らしく活躍できる地域づくりが必要です。

●本町では、介護予防・認知症対策の充実に向け、シルバーリハビリ体操指導士による健康づくりも含めた介護予防の普及・啓発に取り組んでいます。

●地域活動においては、見守りネットワーク機関として13の事業所と協定を締結し、年１回は、熊野町高齢者等地域見守りネットワーク会議に各事業所の代表者に参加してもらい、現状の意見交換会を開催しています。

●今後は、増加が予想される支援の必要な高齢者を少なくするための介護予防活動や認知症になっても住み慣れた地域で生活し続けることができる地域づくりに努めるとともに、地域資源を活用した町民の自主的な活動を進めていくことが必要です。

具体的施策

1 地域包括ケアシステムの推進

◎自立支援型地域ケア会議を令和３年度以降に実施し、その中で地域課題を抽出できる体制を整えます。

◎熊野町地域包括支援センターをはじめ、地域の支援者が共同して個別ケア会議等を開催するなど、一人ひとりのニーズに対応できるよう情報提供やケアプランなどの調整を行います。

2 介護保険事業の推進

◎高齢者の心身機能の維持や改善、重度化の予防など、介護予防に対する普及・啓発を行います。また、介護予防活動を通じて、高齢者自身の生きがいにつなげるとともに、地域における介護予防活動の担い手を養成します。

◎町民主体の介護（認知症）予防事業を実施します。また、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、地域における見守り体制の推進や権利擁護に努めます。

◎シルバーリハビリ体操指導士会から希望者を募り、健康づくりの推進者の養成に努めます。また、併せて、地域の通いの場の創設支援を継続します。

◎認知症高齢者の増加とともに地域の支援者の不足が課題となることから、地域の人材の育成、支援組織の連携等を進めます。

◎地域の医療体制と地域包括ケアシステムが一体的に推進されるよう、より緊密に連携できる体制整備を図ります。また、医療と介護のデータベースが連携し、必要な情報を円滑に活用する体制をつくります。
◎介護保険の持続可能性を高めるため、介護人材の確保への支援や運営の効率化などに取り組みます。

3 生きがいづくりと社会参加の促進

◎老人クラブ等の多様な活動を支援するとともに、高齢者のニーズに応じた教室・講座の開催、学習成果の発表の場を提供します。
◎高齢者が参加しやすいスポーツ・レクリエーションや文化活動などの開催に努めます。
◎高齢者の経験を生かした地域活動やボランティア活動、世代間交流事業への積極的な参加を促進します。
◎プラチナ世代※51の知識や技能を地域福祉活動に積極的に活用するため、引き続き、地域デビュー講座など各種講座を開催します。
◎就労機会の拡充など、熊野町シルバー人材センターの活動を支援します。また、高齢者の知識・経験などを生かした就労の仕組みづくりなど、就労の場を生きがいの創出につなげる取組を検討します。

4 安心・安全な生活の確保

◎高齢者が居住する住宅のバリアフリー化を推進していくため、住宅改修など介護保険サービスの有効な活用を促進します。また、高齢者に配慮した公営住宅の整備を推進します。
◎高齢者が安全、快適に生活できるよう、建築物や道路などのバリアフリー化を推進します。
◎高齢者の生活の安定と自立を図るため、無年金者の発生を防止し、合わせて制度に関する理解を深めるため、国民年金制度についての広報、啓発を推進し、対象者の加入を奨励します。また、資格期間の変更など、年金の受給に関する制度内容の周知徹底に努めます。

まちづくり指標（KPI）

●表4-5 高齢者福祉の推進に関するまちづくり指標（KPI）

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和７年）	目標値（令和12年）
認知症サポーター数	2,699人	3,950人	4,950人
高齢者ふれあいサロン（ミニデイホーム）の延べ利用者数	14,929人	15,000人	16,500人
シルバーリハビリ体操指導士数	79人	104人	129人

関連事業	●介護予防、認知症施策事業　●介護保険事業　●熊野町公民館管理運営事業　●くまの・みらい交流館管理運営事業　●老人クラブ連合会活動補助事業　●熊野町シルバー人材センターへの支援　●緊急通報体制整備事業　●道路管理事業
関連計画策定年月	●熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第８期～）　令和３年３月

第４項　基本施策４：障害者福祉の推進

現況と課題

●わが国では、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正や、「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」の成立などの法整備を経て、平成26年に「障害者権利条約」が批准されました。これにより、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止とともに、障害者が日常生活や社会生活を送るうえでの社会的障壁を取り除くための必要な配慮や調整（合理的配慮）を行わなければならないことが規定されました。

●本町では、熊野町地域自立支援協議会を年に１回以上開催し、障害者福祉推進に向けた検討を行っています。また、熊野町自立支援協議会事務局会議において、サービス提供事業者や計画相談員と連携を図っています。

●手話への理解及び手話の普及を促進するため、令和元年12月に「熊野町いのちをつなぐ手話言語条例」を制定しました。

●障害者の重度化・高齢化や家族亡き後を見据えた地域生活を支援するため、地域生活支援拠点の整備が求められていますが、本町の実情に合わせた具体的な設置の協議について、検討が必要です。

●教育の場における合理的配慮について児童生徒・教職員の理解を深めるとともに、社会生活の実践の場としても学校教育における障害者の支援を充実させることが必要です。

具体的施策

1 障害者福祉の推進

◎「障害者保健福祉計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害者福祉の推進を図ります。

2 障害者が暮らしやすい社会の確立

◎町民の障害者への理解を深め、ノーマライゼーション※52の理念に基づいた社会を形成していくため、様々な機会を通じて啓発活動を推進します。

◎公共施設や道路、町営住宅など、障害者に配慮したバリアフリーのまちづくりを推進します。

◎障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消を促進します。

◎障害者に対する情報のバリアフリーを一層促進するために、情報支援の充実を図ります。

3 相談・保健・療育体制の整備

◎障害者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、関係機関とのさらなる連携や緊急時の相談体制の確立など、地域生活支援に関する取組の充実を図ります。

◎サービス提供事業者をはじめ、地域の支援者が協働して個別ケア会議を開催するなど、一人ひとりのニーズに対応できるよう情報提供やサービス調整を行います。

◎疾病の予防啓発に努めるとともに、保健事業を通じて、障害の早期発見・早期治療を推進します。

◎発達障害を含む障害のある児童の療育を支える体制の充実を推進します。

◎障害者虐待の防止、早期発見、早期対応について、障害者虐待防止ネットワークを活用し、関係機関との連携を強化します。

4 障害福祉サービスの提供

◎ライフステージ※53に応じた保健・医療・福祉、教育、就労、地域活動など様々な分野に関して総合的・継続的に一貫した支援に努めます。
◎障害福祉サービスの必要な障害者が、適切なサービスを受けられるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。
◎県や近隣市町との連携によるサービスの基盤整備など、障害者が地域で安心して生活できるよう体制づくりに努めます。
◎障害者の就労を促進するため、関係機関と連携し、職業能力の向上や雇用への移行を進める支援を促進します。
◎「熊野町いのちをつなぐ手話言語条例」の基本理念の実現のため、障害者のコミュニケーション手段の確保に資する取組の充実に努めます。

5 社会参加と就労支援の充実

◎特別児童扶養手当、特別障害者手当など、生活保障のための支給制度の円滑な実施に努めます。
◎障害者が参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動や文化活動を開催するとともに、健常者との交流を促進します。
◎障害に配慮した行政・生活情報の提供に努めます。
◎学校教育の場において、障害のある児童生徒への配慮について理解を深める取組の充実に努めます。

まちづくり指標（KPI）

●表4-6 障害者福祉の推進に関するまちづくり指標（KPI）

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和７年）	目標値（令和12年）
就労継続支援年間利用者数	56人	70人	80人
手話言語条例出前講座年間開催回数	0回	5回	12回

関連事業	●障害者福祉一般事業　●町民の障害者への理解を深めるための啓発 ●地域リハビリテーション事業等　●障害者総合支援事業 ●障害者虐待防止ネットワーク事業　●障害者相談支援窓口の充実 ●特別障害者手当等支給事業　●就労支援事業　●道路管理事業
関連計画策定年月	●熊野町障害者保健福祉計画　平成30年３月 ●熊野町障害福祉計画（第6期～）・障害児福祉計画（第２期～）　令和３年３月

第5項　基本施策5：健康づくりと地域医療体制の充実

現況と課題

●高齢化の進展やライフスタイルの多様化による疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防及び自立した日常生活を営むために町民一人ひとりが予防を重視し、社会全体で健康づくりに励むことが求められます。また、これらを踏まえ健康寿命※54の延伸を実現することが重要です。

●令和2年から世界規模で流行した新型コロナウイルス感染症については、本町においても感染者が発生しました。こうした新たな感染症などへの対応のため、感染確認のための検査や感染経路の確認体制の整備について、国や県、経済団体等と連携した取組を進める必要があります。また、経済活動への影響を考慮した「新しい生活様式」の普及が求められています。

●健康寿命の延伸を実現するため、町民自らの健康づくりを支援・推進します。疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査・各種がん検診・歯周疾患検診等を実施しています。

●自立した日常生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上に取り組みます。

●休日診療や平日夜間における第二次救急医療体制※55については、近隣市町や医師会との連携により整備されていますが、今後も町民の多様なニーズに対応できる医療体制の充実が求められています。

●様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てるため食育を推進します。

●自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、心の健康づくりや危険を示すサインの早期発見、相談体制の整備など、社会全体で自殺予防対策を講じることが重要です。

具体的施策

1 町民の主体的な健康づくりの推進

◎町民の健康管理についての意識が高まるよう、健康まつり、スポーツ・レクリエーション活動など、あらゆる機会を通じて健康づくりに関する普及・啓発を推進します。

◎子どもの頃からの健康づくりの意識啓発、わかりやすい情報発信の強化を図ります。

◎生活習慣病の発生予防に重点を置いた町民の主体的な健康づくりを推進し、疾病予防対策の充実を図ります。

◎町民が日常生活において、手軽にスポーツ・レクリエーションや生涯学習に親しめる環境づくりを推進します。

◎町民主体の健康づくりに対するソフト、ハード両面の支援の充実を図ります。（健康相談窓口の充実、自主活動グループへの支援、ウォーキングコースの整備 等）

◎健康づくりの拠点として、町民による地域健康センターの多様な活用を促進します。

2 心の健康づくりの推進

◎心の健康づくりについての正しい知識と理解の啓発に努めます。また、自殺の背景には様々な社会的要因があるため、関係機関と連携し、相談体制の充実や相談窓口の周知を図ります。
◎自殺予防に向けた取組強化のため、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を推進します。
◎精神科医療との連携を強化し、町民の心の健康づくりを推進します。

3「食」による健康づくりの推進

◎食生活の自己管理ができる人を増やし、バランスのよい食事を心がけることができるよう食育を推進します。
◎食育ネットワークを構築し、地域が一体となって食育を推進します。

4 疾病予防・感染症対策の充実

◎町民を対象とした栄養・運動教室を開催し、健康の保持・増進を図ります。
◎生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図るため、心身の健康に関する個別の相談を充実します。
◎疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、各がん検診、骨粗しょう症検診などの充実を図るとともに、受診率の向上を促進します。
◎未成年者の喫煙の防止、喫煙者の禁煙、分煙対策を進めるため、意識啓発の充実に努めます。
◎健康診査、がん検診等の受診しやすい体制の整備を図るとともに健康意識の醸成を図ります。
◎乳幼児期から高齢期に至るライフステージごとに、それぞれの時期、それぞれの人に応じた健康づくり事業を推進します。
◎結核やインフルエンザ、新たな感染症などについて、症状や感染予防などの正しい知識の普及に努めるとともに、予防のための「新しい生活様式」の普及に努めます。
◎「新しい生活様式」については、公共の場から積極的に推進するよう、町職員や関係機関等での研修、実践指導を行うとともに、地域団体や経済団体等の協力体制を充実します。
◎新たな感染症などに対応するため、国の機関や医療機関等と連携しながら、検査体制の充実に努めるとともに、感染経路の特定など、必要な調査を行えるネットワークづくりに努めます。
◎感染症や予防接種の必要性に関する啓発を推進するとともに、新たな予防接種への対応など、感染症予防対策の充実を図ります。

5 歯科保健対策の充実

◎健康相談や健康教室を通じて、妊産婦、乳幼児の歯科保健についての意識啓発を図ります。
◎歯科検診の充実を図るとともに、世代に対応した歯科健康教育や相談を実施します。
◎定期的な歯周疾患検査の受診を促すため、集団健診から医療機関健診に変更し、40歳からの節目健診を実施します。

6 医療体制等の充実

◎かかりつけ医の普及を促進し、初期医療の定着を図るとともに、関係医療機関の機能連携を推進します。
◎初期、二次、三次の救急医療体制による広島県救急医療ネットワークの効果的な活用を推進します。
◎安芸地区医師会による休日診療体制の充実を促進するとともに、休日・夜間救急における広島市立広島市民病院、広島市立舟入病院の適正な利用を促進します。
◎町民の献血についての意識を高めます。また、健康づくりや予防接種、臓器移植について、知識の普及と理解を促進するよう、広報・啓発活動を推進します。
◎新たな感染症への対応などを踏まえ、国や県の動向を注視するとともに、町内の医療機関との連携を強化し、県が実施する医療体制の整備に協力します。

まちづくり指標（KPI）

●表4-7 健康づくりと地域医療体制の充実に関するまちづくり指標（KPI）

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和７年）	目標値（令和12年）
特定健康診査受診率	38.7％	60.0％	65.0％
特定保健指導の実施率	28.8％	30.0％	40.0％

関連事業	●生活習慣病予防対策事業（一般健康教育・がん検診・特定健診・特定保健指導・健康出前講座）　●感染症対策事業（定期予防接種・感染症予防対策） ●歯科保健事業　●救急医療体制の構築　●献血事業 ●精神保健事業　●自殺対策　●食育推進事業
関連計画策定年月	●笑顔はな咲く健康くまの21　平成28年4月 ●笑顔はな咲く食育プラン　令和３年３月 ●いのち支える熊野町自殺対策計画　令和２年３月

第６項

基本施策６：社会保障の安定

現況と課題

●わが国では急速に少子高齢化が進み、超高齢社会にある中で、令和７年（2025年）には、団塊の世代がすべて75歳以上となり、医療費や介護給付費など増え続ける社会保障費の対策がより一層必要な状況となっています。国においては、社会保障改革プログラム法により、社会保障制度改革の全体像、進め方が明示され、誰もが安心できる持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度の各種改革が実施されています。

●本町においても、生活保護受給費や、医療費、介護給付費の増大が見込まれるなど、社会保障制度は厳しい運営を余儀なくされています。

●近年、国民年金を巡る国の制度改革が急速に進んでおり、制度に対する町民の不安や不信感が、若者を中心に広がっています。制度の持続や、町民の安定的な暮らしの維持に向け、制度の普及・啓発に取り組み、加入の促進を図る必要があります。

●国民皆保険を支える国民健康保険制度については、その制度を将来にわたって守り続けるため、県では平成30年４月に制度改革を行い、財政運営の主体を県が担うようになりました（国民健康保険制度県単位化）。

●生活保護世帯においては、経済的な自立を目指し、就労支援を行うとともに、生活保護費を支給しています。今後も引き続き自立支援に関する取組を進めるとともに、生活保護制度の安定的な運営を行う必要があります。

●今後も、できる限り住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、継続的・安定的な社会保障制度を運営する必要があります。

具体的施策

1 国民健康保険の安定的な運営

◎国民健康保険制度県単位化に伴う保険税率の見直し等に的確に対応するとともに、町民に対する周知、説明等を十分に行います。また、適正な医療受診を促進するとともに、主体的な健康づくりへの支援や疾病予防対策の充実など、各種保健事業の強化を図ります。

2 後期高齢者医療制度の安定的な運営

◎運営主体である広島県後期高齢者医療広域連合と連携し、町民の安心のために、健全で安定的な制度運営に努めます。

3 国民年金制度の普及・啓発

◎日本年金機構との協力・連携を通じて、制度の普及・啓発に努め、20歳以上の町民の加入漏れ・届け出漏れをなくすとともに、保険料納付率の向上を図ります。

4 生活の安定と自立の支援

◎ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、医療費の助成など、経済的負担の軽減を図ります。
◎ひとり親家庭の経済的自立を促進していくため、高等技能訓練の支援など、各種制度の有効な活用を図ります。
◎生活保護法に基づき、制度の適正な運用を図るとともに、関係機関と連携し、適切な相談・指導に努めます。また、生活困窮者に対する自立に向けた相談支援の実施、住居確保給付金の支給、関係機関との連携などを行い、生活困窮者への包括的な自立支援策を強化します。

まちづくり指標（KPI）

●表4-8 社会保障の安定に関するまちづくり指標（KPI）

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和７年）	目標値（令和12年）
安芸区役所の就労支援延べ利用者数	3人	7人	10人

関連事業	●国民健康保険事業　●後期高齢者医療事業 ●熊野町国民年金事業　●生活保護支給事業